

監査報告書

2015年8月15日

特定非営利活動法人 Social Change Agency

代表理事 横山 北斗 様

特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人 Social Change Agency の運営初年度である 2014 年度（2015 年 2 月 23 日から 2015 年 5 月 31 日まで）の事業報告書および計算書類（財産目録、貸借対照表及び活動計算書）について監査を実施いたしました。

業務執行の状況については、資料を閲覧するほか、理事・事務局から事業の進捗や報告を伺い、監査を実施しました。また、財産の状況および会計に関する監査については、帳簿や伝票等の証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては法令および定款に違反する重大な事実はなく、特定非営利活動法人 Social Change Agency の財務諸表は、2014 年度における収益費用並びに年度末における財産の状況を適正に表示していることを認めます。

以上

特定非営利活動法人 Social Change Agency

監事

東樹 康雅 